

第738回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和3年1月12日（火） 14時～15時
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等
 - （1）横浜税関業務部長挨拶
 - （2）横浜税関業務部からの説明
 - ・自動車通関証明書の様式改正について
 - ・日英 EPA 原産地規則に係る原産地規則ポータル掲載資料の更新について
 - ・日英包括的経済連携協定の発効に伴う関税割当品目の取り扱いについて
 - ・日英 AEO の相互承認について
 - （3）輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からの説明
 - ・NACCS プログラム変更について
4. 連絡事項等

2021年1月12日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部収納課

自動車通関証明書の様式改正について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

今般、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部が改正され、令和3年1月1日から税関様式C第8050号・税関様式F第1260号の様式が改められました。

但し、自動車通関証明書の各証明項目に改正はありません。

改正後の税関様式は税関ホームページへ掲載しておりますので、申請者の皆様におかれましてはご確認の上、申請下さいますようお願い致します。

添付資料：税関様式C第8050号、F第1260号

自動車通関証明書

税関 印

税関証明第 号
令和 年 月 日

輸入許可年月日	輸入申告書番号	車名	型式	形状	車台番号
輸入者住所氏名			代理人住所氏名		
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管してください。					

(規格A4)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（別紙第三様式）

税関様式 F 第 1260 号
Customs Form F No.1260

自動車通関証明書
Clearance Certificate of Automobile

税 関

㊞

税関証明第 _____ 号
Certificate No. _____
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date

輸入（譲受）許可年月日 Date of Import (transfer)Permission	輸入（譲受）申告書番号 Import(transfer) Declaration No.	車 名 Name	型 式 Type	形 状 Descriptions On Detail	車台番号（又はシリアル番号） Chassis No.(or Serial No.)
譲 渡 人 氏 名 Name of Transferor		輸入（譲受）者住所氏名 Name & Address of Importer(transferee)		代理人住所氏名 Name & Address of Proxy	
注意事項 この証明書は、原則として再発給しないので大切に保管して下さい。 Note : This certificate shall be kept carefully. The certificate is not reissued in principle.					

- 備考 1. 用紙は白色とし、文字及び画線は黒色とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
(注) この様式は、大蔵省令第19号（昭和33年4月21日）で定められている。

日英 EPA 原産地規則に係る原産地規則ポータル掲載資料の 更新について

令和3年1月1日に「日英包括的経済連携協定」が発効いたしました。

令和2年12月に実施された事前説明会において確定していなかった英国側規定（輸出者参照番号、英国への輸出時における原産地に関する申告の有効期限）が判明したことから、税関ホームページ（原産地規則ポータル）に掲載されていた説明会資料「日英 EPA 原産地規則について」が更新されました。

具体的には、資料19ページ目のインボイス等に記載される原産地申告文の輸出者参照番号はEORI番号（番号を有していない場合は空欄）である旨、20及び26ページ目の日本から英国に輸出される貨物の原産地に係る申告の有効期限は2年である旨が明記されたものへと更新されました。

令和 3 年 1 月
横浜税関業務部

関 係 各 位

日英包括的経済連携協定の発効に伴う関税割当品目の取り扱いについて

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和 3 年 1 月 1 日（金）付で標記協定が発効されたことに伴い、一部の関税割当品目に対する新しい仕組みが設けられましたのでお知らせいたします。

標記協定では、別紙に掲げられている品目に対し、日 EU 経済連携協定の関税割当に利用残が生じた場合に限り、事後的に日 EU 経済連携協定の関税割当と同じ税率を適用することとなります。

なお、当該仕組みにおいて関税割当の利用残が確定するのは、翌年度 4 月以降となりますので、それまでの間に輸入される貨物について、許可前引取り制度を活用いただくこととなります。具体的な内容につきましては、別紙をご確認下さい。

また、具体的な申告方法につきましては、税関ホームページを御覧いただくとともに、ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先又は最寄りの税関官署にご相談いただきますよう、お願いいたします。

（掲載）税関ホームページ

「日英包括的経済連携協定の税率適用に係る

NACCS への原産地証明書識別コード等の入力方法」

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/uk_NACCS_Code.pdf

【問い合わせ先】

○業務部通関総括第 1 部門

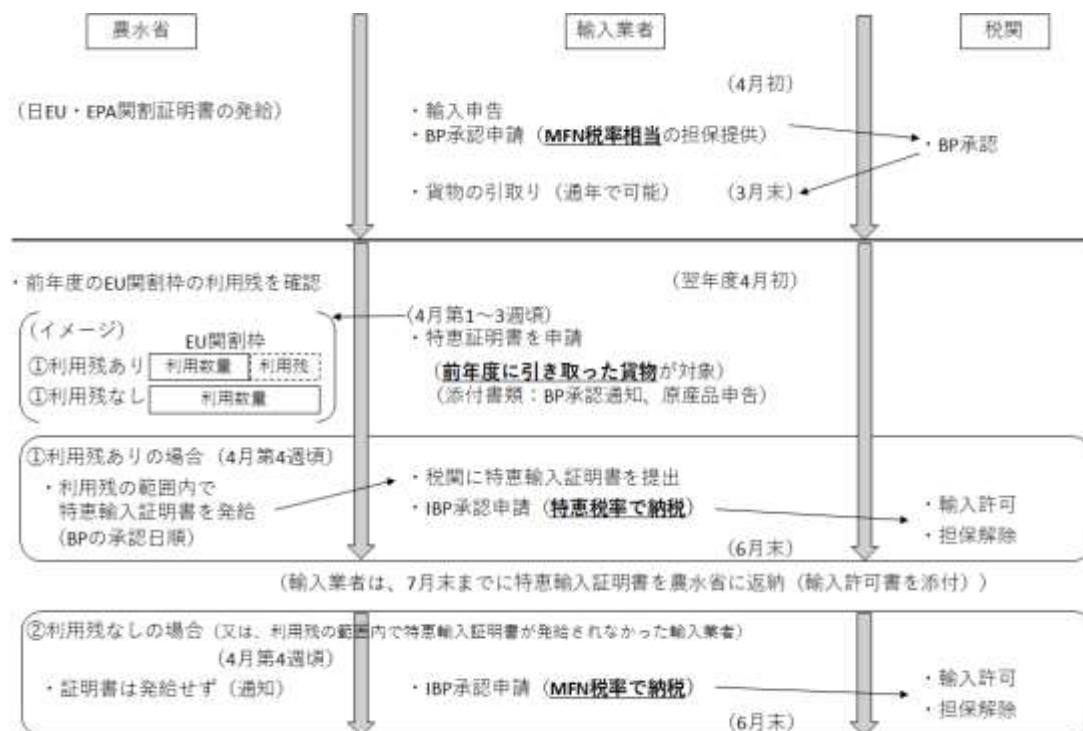
電話：045-212-6150

(別紙)

1. 当該仕組みの対象となる品目

番号	品名	日EU・EPAで対応するTRQ分類
PIC-1	小麦製品	TRQ-1
PIC-2	混合物及び練り生地並びにケーキミックス	TRQ-2
PIC-3	主として小麦で作られた調製食料品	TRQ-3
PIC-4	大麦又は裸麦の調製食料品	TRQ-8
PIC-5	コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地	TRQ-11
PIC-6	調製食料品	TRQ-12
PIC-7	調製食料品（しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る）及びココア粉	TRQ-15
PIC-8	ココアを含有する調製食料品	TRQ-19
PIC-9	ココアを含有する調製食料品（チョコレートの製造用のものに限る）	TRQ-20
PIC-10	チーズ	TRQ-25

2. 当該仕組みに係る手続きの流れ



英国との間でAEO相互承認 が実施されます。

これまで英国との間では、EU構成国として、日EU・AEO相互承認に係る取決めの枠組みの下、日英両国のAEO事業者の貨物に対する迅速な通関が認められていましたが、英国のEU離脱に伴い、離脱協定に基づく移行期間※の終了とともに同取決めの枠組みから英国が外れることとなります。

こうした状況を受け、英国のEU離脱後においても日英両国におけるAEO事業者の貨物に対する迅速な通関を維持するため、日英の税関当局間でAEO相互承認に係る取決めを作成し、2020年12月18日に署名を行いました。

本取決めは、移行期間終了時から実施されることとなります。

※ 英EU間で新たな合意がない限り、2020年12月31日（木）まで

仮に、移行期間が延長された場合、日EU・AEO相互承認取決めの枠組みの下、これまでと同様、日英両国のAEO事業者の貨物に対する迅速な通関が認められます。

1. 日英AEO相互承認の概要

日英AEO相互承認の実施により、日EU・AEO相互承認と同様に迅速通関等のベネフィットが提供されます。AEO事業者に対する主なベネフィットは以下のとおりです。

① 審査・検査の軽減

日本のAEO輸出入者の貨物が英国で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

② 物流混乱時における迅速な通関

英国における物流混乱時において、日本のAEO輸出入者の貨物に対し、可能な限りにおいて迅速な通関が供与されます。

※ 上記のベネフィットは、英国のAEO輸出入者の貨物についても、我が国において同様に供与されます。

上記に記載されたベネフィットの利用方法については、次ページをご覧ください。

2. ベネフィットの利用方法

(1) 英国でのベネフィットの利用方法

- イ 日本のAEO輸出入者の方は、日英AEO相互承認用コードを各税関のAEO制度担当にご確認ください(日EU・AEO相互承認用コードを既にお持ちの方は、同じコードを利用できます)。
- ロ 日英AEO相互承認用コードを英国の取引相手にお知らせ下さい。
- ハ 英国の輸出入者が、英国での輸出入手続の際に当該相互承認用コードを入力することで、皆様の貨物が、英国での輸出入手続におけるAEO相互承認のベネフィットを受けることができます。

AEO輸出入者
でなくても利用可!

(2) 日本でのベネフィットの利用方法

- イ 英国のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の方は、取引相手となる英国のAEO輸出入者に12桁の日英AEO相互承認用コードを確認して下さい(英国のAEO輸出入者が保有する12桁のコードは、日EU・AEO相互承認で利用されていたコードから変更はありません)。
- ロ 輸出入者又は通関業者の皆様は、取引相手となる英国のAEO輸出入者の貨物に係る輸出入申告をNACCSを利用して行う際に、海外仕出人・仕向人コード欄に当該相互承認用コードを入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：英国のAEO輸出入者が保有するコード(12桁)の体系】

“A”＋英数字7桁＋国コード2桁(GB)＋数字2桁：(例)A1B34567GB00

ご不明な点等がございましたら、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話：0138-40-4254	神戸税関	電話：078-333-3071
東京税関	電話：03-3599-6343	門司税関	電話：050-3530-8312
横浜税関	電話：045-212-6125	長崎税関	電話：095-828-8801
名古屋税関	電話：052-654-4169	沖縄地区税関	電話：098-862-9291
大阪税関	電話：06-6576-3391		

NACCSプログラム変更について

私たちは、お客様と共に歩み、
「人・物・国」をつなぐNACCSを通じて、
国際物流の発展に貢献します。

2020年12月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

No	変更案件	ページ	主な対象業種						
			通関	保税	CY	船会社	船舶代理店	NVOCC	海貨業
1	「輸入品目税率照会（IHS）」業務の新設	3	○	○	○	○	○	○	○
2	通関関係書類未提出一覧照会機能の追加	6	○						
3	特例輸出貨物に係る輸出許可取消申請の可能化	7	○						
4	「他所蔵置許可申請（TYC）」業務の仕様変更	8	○	○	○			○	○
5	通関業者による他所蔵置場所での「搬入確認登録（OIN）」業務可能化	9	○						
6	寄港順序変更後の訂正可能化	10				○	○		

2021年1月17日(日)にリリース予定です。

ぜひ、ご活用ください！



No	変更案件	ページ	主な対象業種						
			通関	保税	CY	船会社	船舶代理店	NVOCC	海貨業
7	IDA・EDA業務等の識別符号の入力チェックの変更	11	○						
8	「輸出貨物情報登録呼出し（ECR11）」業務における輸出者名の出力仕様変更	12	○						○
9	「搬入確認登録（BIA）」業務画面の変更	13	○	○	○			○	○
10	「輸入コンテナ引取予定情報選択（ID通知）呼出しRSS12）」業務の仕様変更	14	○	○	○	○	○	○	○
11	業務リンク機能の追加①	15	○	○	○	○	○	○	○
12	業務リンク機能の追加②	16	○	○	○	○	○	○	○
13	「積荷目録状況照会（IMI）」業務の仕様変更	17			○	○	○		
14	「積荷目録状況照会（IMI）」業務照会結果のグリッド化	18			○	○	○		

2020年9月20日(日)にリリース済みです。

ぜひ、ご活用ください！



2021年1月17日リリース予定

(1) プログラム変更概要

品目コード及び国名コードから輸入品目の税率（経済連携協定税率を含む）の照会を可能とする新規照会業務をご提供いたします。



税率を照会する品名コード（9桁又は10桁）を入力します。

「照会対象日」欄を入力することで、過去の税率を照会することが可能です。未来日を入力することはできません。



IDA業務の入力画面から業務リンクでIHS業務の入力画面を呼び出すことも可能です。

※開発中の画面です。デザインは変更される場合がございます。

(2) 照会結果画面

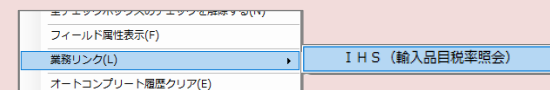
出力する「税率区分」は、NACCSに登録されている場合の出力順で「特別特惠」「特惠」「EPA」「WTO協定」「暫定」「基本」となります。

なお、**NACCSの計算上使用しない税率は登録されていない場合があります**のでご注意ください。
 (例) 「暫定税率」が定められている品目に対する「基本税率」等

出力する「税率」のパターンは次のとおりです。

税率パターン	出力形式
従価税	XX%
従量税	¥XX/従量税単位
併用税率	XX%+¥XX/従量税単位
差額関税	1KGにつき、XX円との差額
	1KGにつき、XX円と課税価格にXXを乗じて得た額との差額
選択税率	XX%又は¥XX/従量税単位のうちいずれか高い税率
	XX%又はXX%+¥XX/従量税単位のうちいずれか高い税率
	XX%又は¥XX/従量税単位のうちいずれか低い税率
	XX%又はXX%+¥XX/従量税単位のうちいずれか低い税率
複合税率	1KGにつき、XX円に重量比による乳糖の含有率が10%を超える1%ごとにXX円を加えた額
無税	FREE
免税	EXMP

入力された品目コードに紐づくオベリスク (†) 対象品目が存在する場合、オベリスク対象の品目コードを出力します。
 ここから業務リンクにてオベリスク品目コードの税率を再度照会することも可能です。



(※) 業務リンクはイメージ図です

(3) 照会結果の留意事項

出力される「税率」は、NACCSに登録されている内容をそのまま出力いたします。
NACCSの仕様上の制限から、実行関税率表に記載された税率内容と、出力される内容は必ずしも一致いたしませんのでご注意ください。
(計算結果は、どちらも同じものとなります)

(注意)照会結果については、税関様ではなくNACCSセンターまでお問い合わせください。

出力内容が実行関税率表と一致しない場合の例示

実行関税率表 (例)

統計細分	税率
021012.010	1kgにつき課税価格× (1.032 - 231.13/897.59) + 231.13円と課税価格の差額

照会結果

税率

1 キログラムにつき、231.13円と課税価格に0.2255を乗じて
得た額との差額

実行関税率表にて記載された税率と、NACCS上で照会できる税率では、
見た目上の差異が生じる場合がありますのでご注意ください。

2021年1月17日リリース予定

プログラム変更概要

既存の「輸入申告等一覧照会(IDI)」業務、「輸出申告等一覧照会(IES)」業務に、新規照会種別「通関関係書類未提出申告一覧」を追加することで、通関関係書類の提出が必要であるが「申告添付登録 (MSX)」業務が未実施である申告の一覧照会可能といたします。

照会結果

通関関係書類の提出が必要な以下のいずれかの場合で、MSX業務が未済の輸出入申告一覧を出力いたします。

- ① 審査区分識別の4桁目が「T」「M」「G」のいずれか
- ② 審査区分が「1Y」(※)

・IDI照会結果画面

照会種別に新たに「L：通関関係書類未提出申告一覧」を追加いたします。(IES業務も同様です)

検索対象とする「照会対象日」(申告日)を指定する必要があります。(省略した場合は業務実施日にて照会いたします)
また、「あて先官署」の入力は必須です。

(※) 審査区分「1Y」について
輸出入申告許可の日の翌日から3日以内に通関関係書類についてMSX業務による提出が必要となる審査区分です。
なお、関係書類の種類によっては、税関に原本を提出する必要があります。

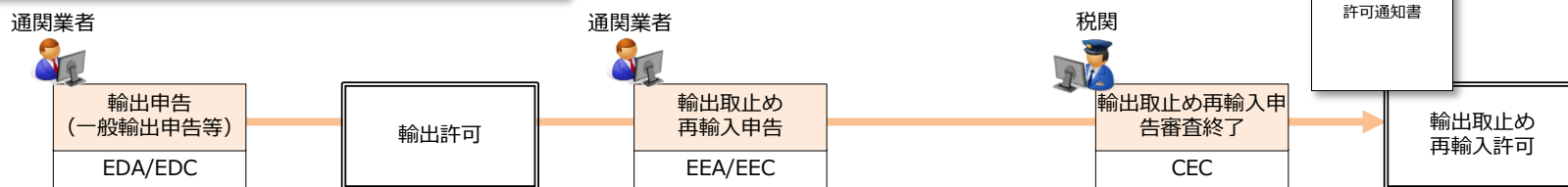
2021年1月17日リリース予定

プログラム変更概要

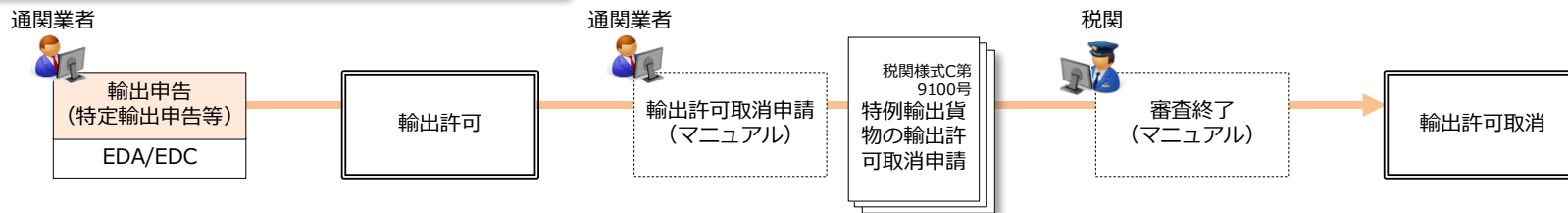
一般の輸出申告では「輸出取止め再輸入申告（EEA/EEC）」業務を利用して輸出取止め再輸入申告を行うことが可能ですが、特例輸出貨物の輸出許可取消申請はNACCSで行うことができませんでした。
仕様変更により、特例輸出貨物の輸出許可取消申請（及び当該申請を受けての許可取消）をNACCSで行うことを可能といたします。

仕様変更前

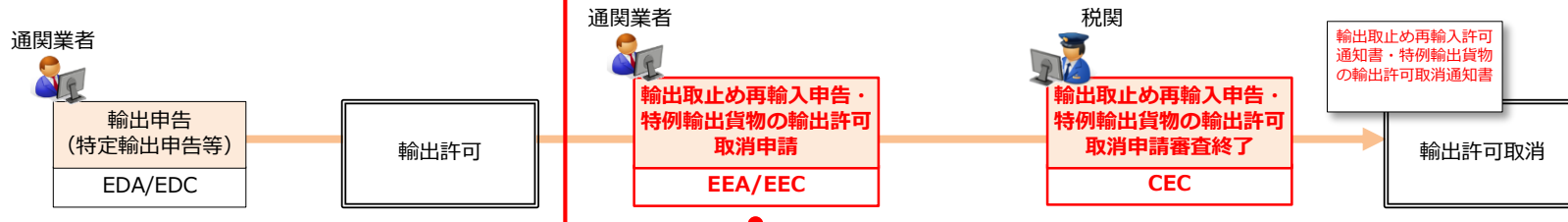
■ 輸出取止め再輸入申告 業務フロー（参考）



■ 特例輸出貨物の輸出許可取消申請 業務フロー



仕様変更後



申告等種別が「T、N、M」により輸出許可を受けた申告について、許可取消申請手続きをNACCSで行えるようにいたします。
なお、当該対応に合わせ業務名についても変更いたします。

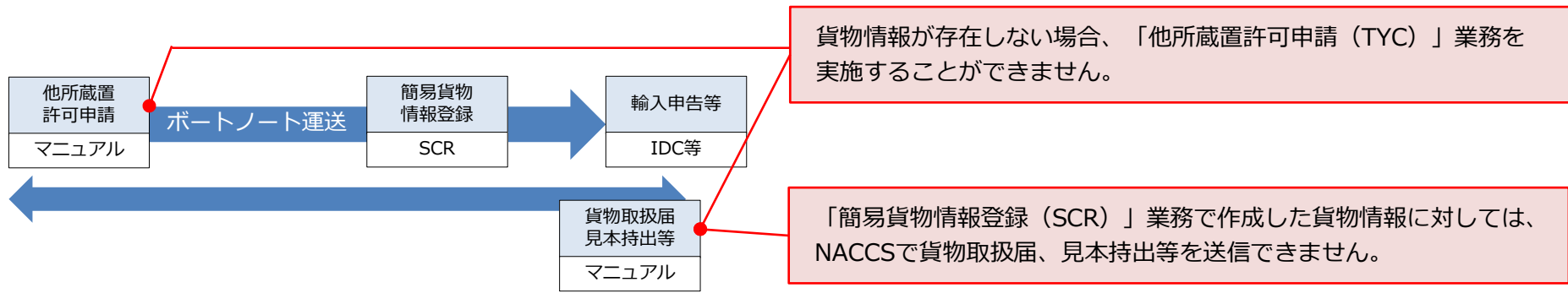
申告等種別について
T：特定輸出申告
N：特定委託輸出申告
M：特定製造貨物輸出申告

2021年1月17日リリース予定

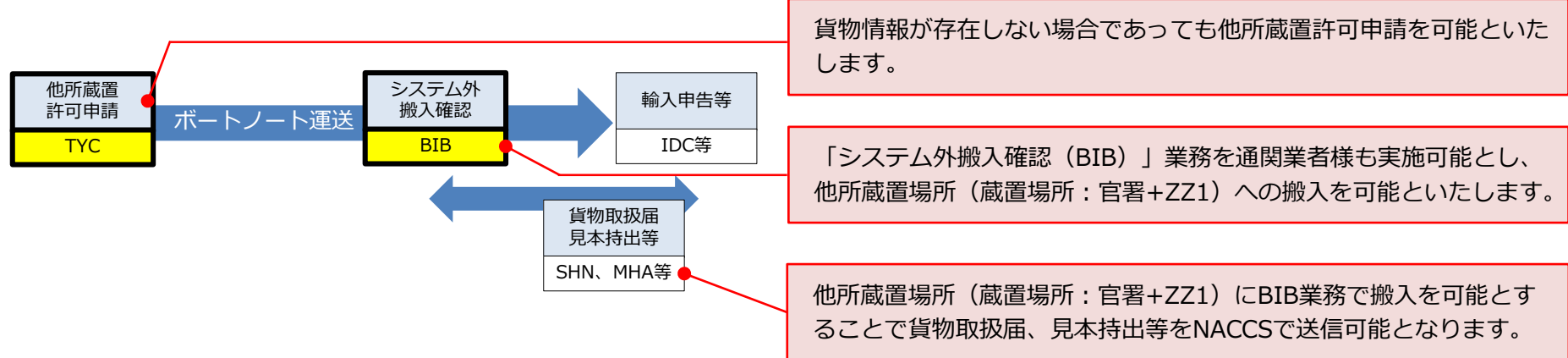
プログラム変更概要

貨物情報が存在しない場合であっても「他所蔵置許可申請（TYC）」業務を実施可能とすることで、他所蔵置場所にポートノート運送で貨物の搬入を可能といたします。

仕様変更前



仕様変更後



2021年1月17日リリース予定

プログラム変更概要

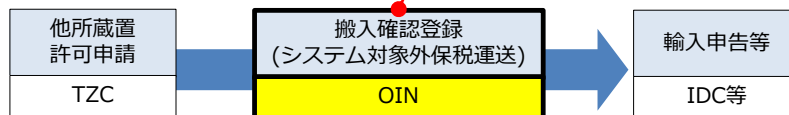
通関業者様による他所蔵置場所での「搬入確認登録(システム対象外保税運送)(OIN)」業務を可能といたします。

仕様変更前



航空会社様がNACCSで貨物を扱わない空港では、貨物搬入登録をすることができないため、他所蔵置場所に貨物を搬入することができず、後続業務を行うことができません。

仕様変更後

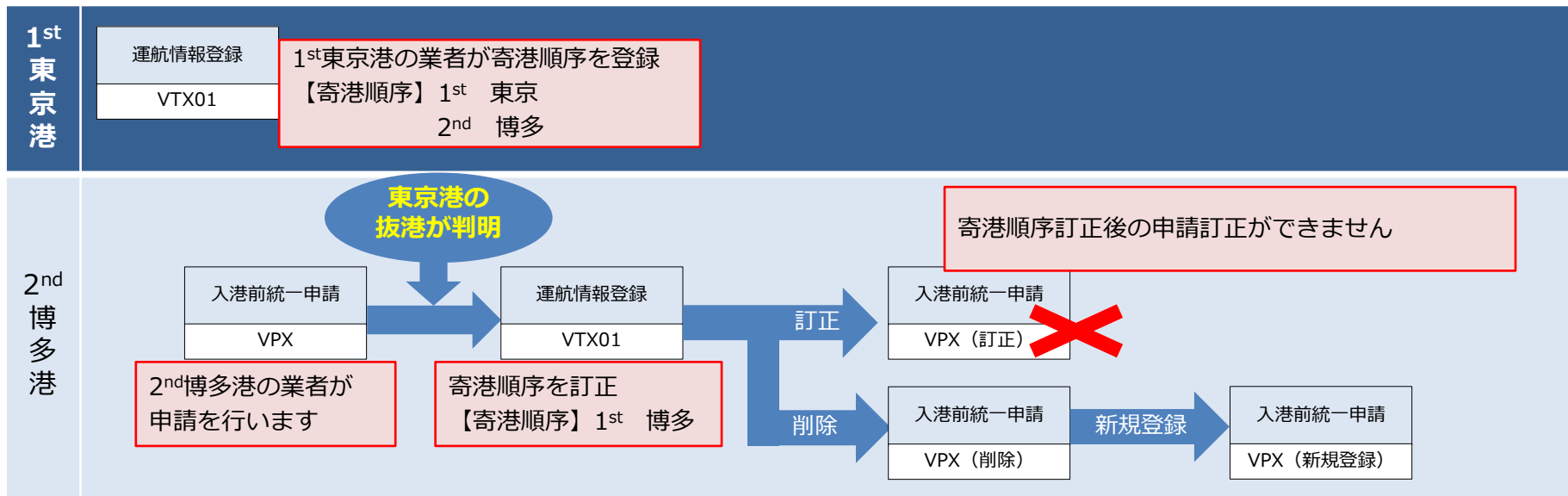


通関業者様がOIN業務を実施することを可能とし、他所蔵置場所（蔵置場所：官署+ZZ1）への搬入を可能といたします。その結果、後続業務（輸入申告等）が可能となります。

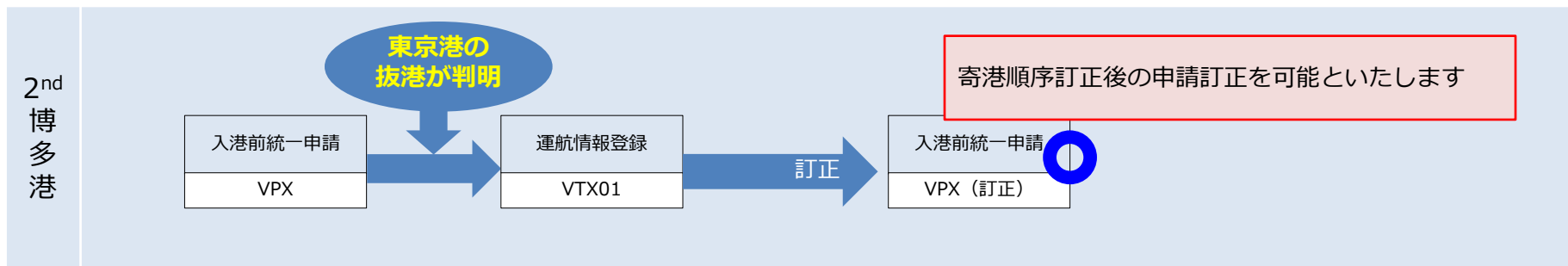
プログラム変更概要

「入港前統一申請（VPX）」業務で寄港順序が変更となった場合に、運航情報を使用した入出港に関わる申請を訂正することができず、新規登録を行う必要があります。
仕様変更により、寄港順序が変更となった場合でも、運航情報を使用した入港前統一申請の訂正を可能といたします。

仕様変更前



仕様変更後



プログラム変更概要

「輸入申告事項登録(IDA)」業務及び「輸出申告事項登録(EDA)」業務において、輸出入者の輸出入者コード欄に法人番号を入力した場合は、識別符号欄に「3：不明」を入力するとエラーといたします。

・IDA（輸入申告事項登録）入力画面

大額/少額* 申告等種別* 申告先種別 貨物識別 申告番号

あて先官署 あて先部門 識別符号 | 3 申告等予定年月日

輸入者 123456..... 住所

【現行仕様】

- ・識別符号「3：不明」の場合であっても、法人番号を入力して事項登録が**可能**です。

【変更仕様】

- ・識別符号「3：不明」の場合、法人番号を入力して事項登録することを**不可**といたします。
- ・法人番号を入力する場合は、識別符号「1：法人」のみ入力可能となります。

※識別符号

- 1：法人（法人番号を有する者）
- 2：法人番号を有しない者及び個人
- 3：不明

2020年9月20日リリース済

プログラム変更概要

「輸出貨物情報登録(ECR)」業務で輸出者名を手入力したにも関わらず、「輸出貨物情報登録呼出し(ECR11)」業務で輸出者名を呼び出せない場合があるため、ECRで登録された輸出者名を、ECR11で呼び出せるよう変更いたします。

・ ECR入力画面

処理区分* (9 : 新規登録 5 : 訂正 1 : 貨物情報の削除)
 N-S/I 番号
 輸出管理番号
 輸出者 **123123123** - **NACCS TARO**

・ ECR11「5 : 訂正」で登録情報の呼出し

N-S/I 番号
 品名欄番号
 輸出管理番号

・ ECR入力画面

処理区分* (9 : 新規登録 5 : 訂正 1 : 貨物情報の削除)
 N-S/I 番号
 輸出管理番号
 輸出者 **123123123** - **NACCS TARO**

【現行仕様】

ECRにおいて下記パターンで登録した場合、ECR11「5 : 訂正」にて登録情報を呼び出すと輸出者名が空白で出力してしまいます。

- ・ 輸出者コード：法人番号（輸出入者コードとの関連付けなし）
- ・ 輸出者名：手入力

プログラム変更概要

「搬入確認登録(保税運送貨物)(BIA)」業務における「搬入日時」欄の初期値として、システム日を自動入力いたします。

・BIA業務入力画面

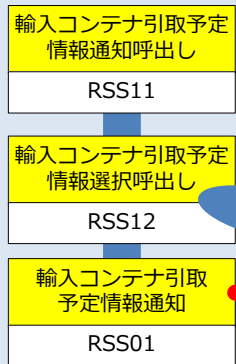
The screenshot shows the BIA business input screen. At the top, there are input fields for '搬入日時*' (Import Date/Time), '搬入識別*' (Import Identification), and '搬入蔵置場' (Import Warehouse). Below these are several rows of input fields: '1 番号' (1 Number), '到着個数' (Arrival Quantity), '重量' (Weight), '容積' (Volume), '危険貨物' (Dangerous Goods), '記号番号' (Symbol Number), '通知識別' (Notification Identification), and '記事' (Remarks). A red dot is placed on the '搬入日時*' field, with a red arrow pointing to a callout box. The callout box contains the text: 「搬入日時」欄にシステム日が自動入力されるようにいたします。 Below this text is a small preview of the '搬入日時*' field with the date '2020/09/20' entered.

2020年9月20日リリース済

プログラム変更概要

「輸入コンテナ引取予定情報通知(RSS01)」業務にて「通知先」欄を手入力する必要があることから、「輸入コンテナ引取予定情報通知呼出し (RSS11)」業務による呼び出し時に、貨物がCYに蔵置中の場合は「通知先」欄を出力する機能を追加いたします。

搬出依頼者 (通関、保税等)



変更

依頼への回答者 (CY)



呼出し業務送信後に、貨物が蔵置されているCYの保税地域コードに紐づく利用者コードを通知先へ出力いたします。

通知先*

B/L番号*

社内整理番号

D/O ID

搬出先名*

引取予定日時*

引取業者名*

空バン返却先

連絡先*

記事

コンテナ番号*

01 02 03 04 05

※ RSS関連業務

搬出依頼者 (通関、保税等) からCYに対して、輸入コンテナの搬出依頼又は、CYから搬出依頼者に対して、回答通知を送信する業務です。

プログラム変更概要

「貨物情報照会(ICG)」業務から「出港前報告照会(IAR)」業務への業務リンクを追加いたします。

・ ICG照会結果画面

(参考) ICG業務の業務リンク選択画面

- IAR (出港前報告照会)
- RSS11 (輸入コンテナ引取予定情報通知 (ICG) 呼出し)
- INV (混載貨物情報照会)
- IID (輸入申告等照会)
- IEX (輸出申告等照会)
- IEU (別送品輸出申告照会)
- IOL (保税運送申告照会) 最新
- IOL (保税運送申告照会) その他
- ICN (コンテナ情報照会)

業務リンク機能で遷移

【既存機能の拡張】

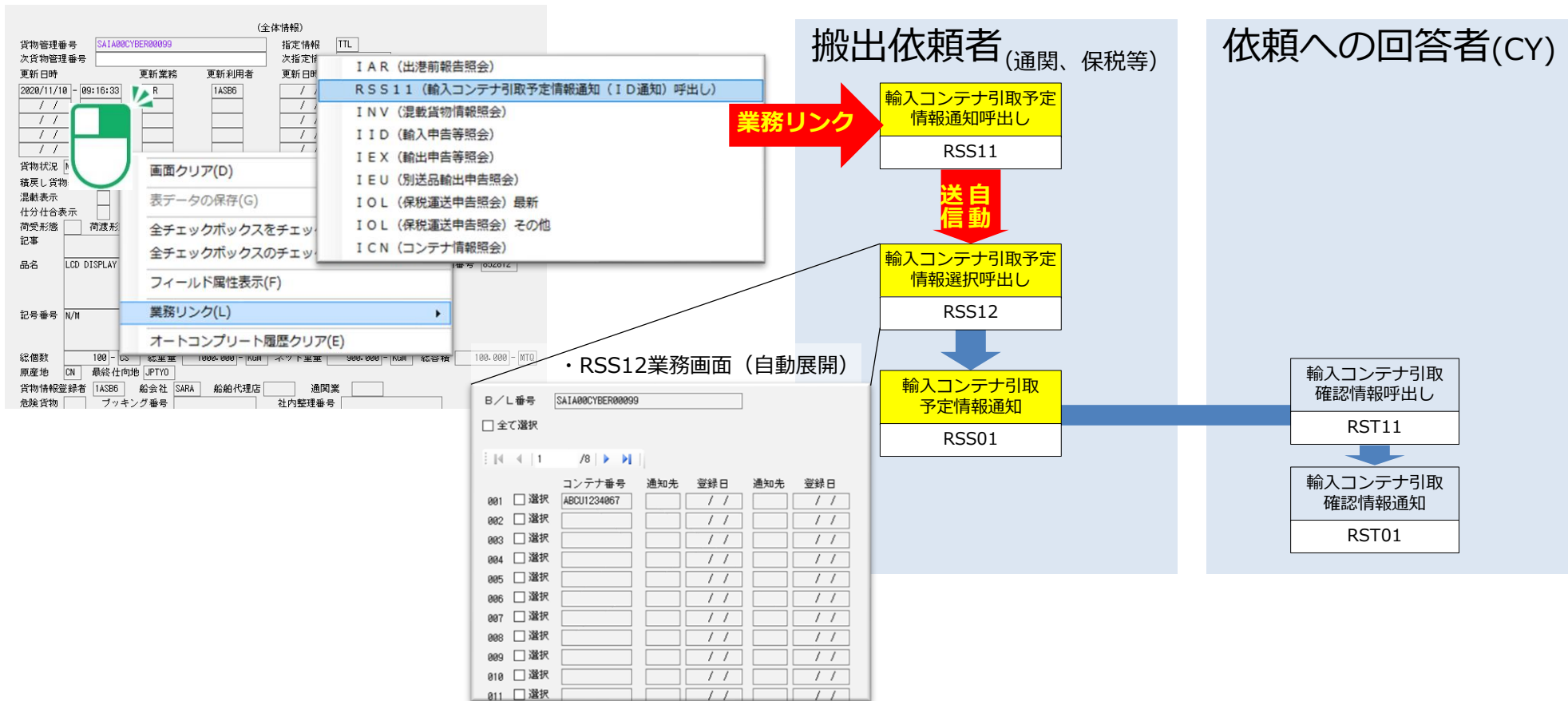
業務リンク機能により、ICGで入力した貨物管理番号をIAR画面に展開し、出港前報告情報の照会を行いやすくいたします。

・ IAR照会結果画面

プログラム変更概要

「貨物情報照会(ICG)」業務から「輸入コンテナ引取予定情報通知呼出し(RSS11)」業務への業務リンクを追加いたします。

・ ICGからRSS11への業務リンクフロー



プログラム変更概要

「積荷目録状況照会(IMI)」業務の照会区分※「B：B/L番号一覧照会」の照会結果には「事前通知有無」の欄が存在しません。照会区分※「R：B/L一覧(事前通知)照会」で照会出来るのは、事前通知が登録されている場合に限定されています。IMI業務の照会区分「B：B/L番号一覧照会」で、「事前通知」の有無を確認できるよう既存項目の表示を変更いたします。

・IMI入力画面

IMI 積荷目録状況照会
 ファイル(F) 表示(V)
 照会区分※ **R**
 船舶※
 船卸港※
 船会社
 C Y
 B/L番号

「E0430」エラー
照会対象の番号が
存在しない。

送信件数0件

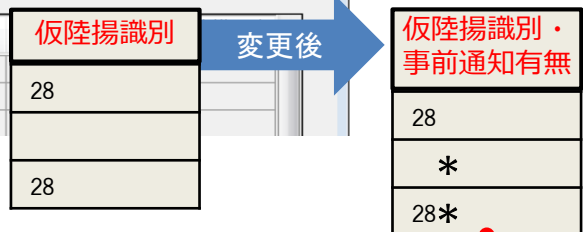


・IMI照会結果画面

IMI 積荷目録状況照会情報 (B/L番号一覧)
 ファイル(F) 表示(V)
 照会区分 **B** 船舶
 船卸港 船会社 積荷目録情報登録者 航海番号
 入港年月日 / / 積荷目録提出済 B/L件数

B/L番号	C Y	仮陸揚	船卸済	コンテナ 本数	仮陸揚識別
					28
					28

送信件数n件



照会区分「R」として照会対象の積荷目録に、事前通知が登録されているB/Lが存在しない場合はエラーとなり、照会自体が不可となります。

・表示桁数が余っている既存項目の「仮陸揚識別」を有効利用いたします。(3桁のうち2桁のみ使用中)
 ・事前通知が登録されている場合、出力項目は追加せずに、余っている桁に「*」(アスタリスク)を出力いたします。

※IMI業務の照会区分(一部抜粋)

- B：B/L番号一覧照会
- D：積荷目録情報照会
- R：B/L番号一覧(事前通知)照会 等

プログラム変更概要

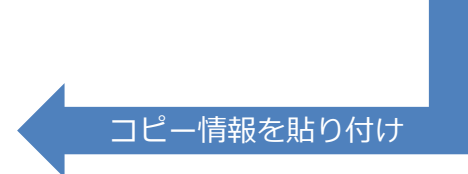
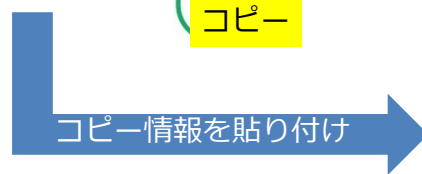
「積荷目録状況照会情報 (IMI)」業務で積荷目録情報に紐づくコンテナ番号を照会した場合の照会結果画面をグリッド形式に変更し、照会結果をまとめて選択し、必要な情報を簡単にコピーできるようにいたします。

仕様変更前

仕様変更前画面イメージ

仕様変更後

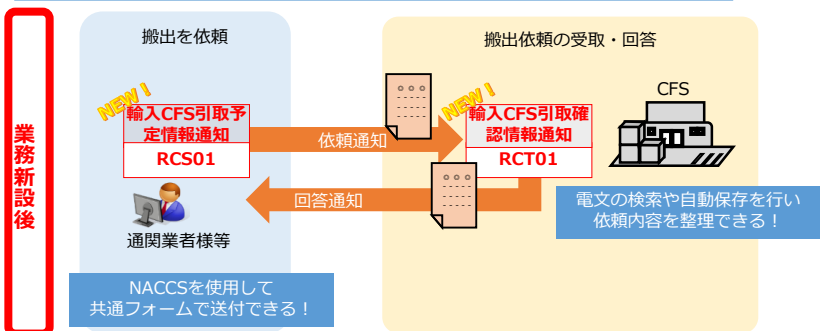
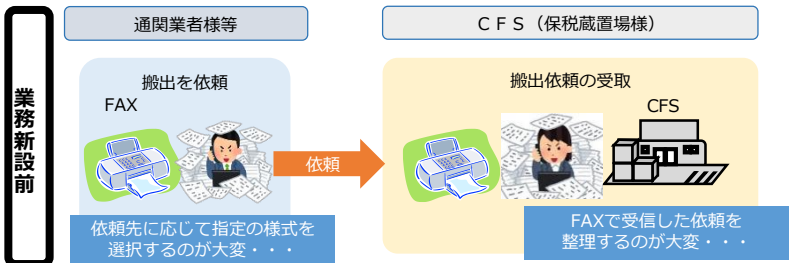
仕様変更後画面イメージ





海上CFS貨物の搬出予約・応答は NACCSが便利でお得です！

サービスイメージ



メリット

お客様の業務効率化・経費削減に貢献

書類の管理負担を軽減

- ・FAXで送受信した依頼を整理・保管する手間がなくなり、保管場所の削減になります。
 - ⇒ 受信電文を外部ファイル保存し、Excel等に展開していただくことにより、一覧として整理できます。
- ・依頼先に応じた指定の様式を使用せず依頼可能となり、各様式の保管や探す手間がなくなります。
 - ⇒ 受信電文の中からB/L番号での検索が可能となります。

引き取り依頼者への情報提供

- ・「輸入CFS引取予定情報受付時間登録 (UCT)」業務を行っていただくことにより、公表を希望されない蔵置場を除き、NACCS掲示板の「CFS貨物引取業務対応可能CFS一覧」に掲載されることとなります。(次頁参照)
- ・引き取り依頼者が「輸入CFS引取予定情報通知呼出し (RCS11)」業務にて対象となる保税地域コードを入力し呼出すことにより、UCT業務にて登録された内容が参考表示されるため、問合せ等の削減にもつながります。

無料!

引取りの依頼期限や通知事項を事前に登録

輸入CFS引取予定情報受付時間登録

UCT

利用者コード: 1AHE6

処理区分*: 9 (9:新規登録 5:訂正 1:削除)

16:00 (依頼受付時間を制限することもできる!)

土曜日対応可 日・祝日対応可

ワーキング出力 搬出依頼の当日対応可

搬出依頼を受け取るためのUCT業務を登録するぞ!

記事 (1) ・必ず搬出日の前日PM4:00までに搬出依頼を行ってください
・当日の搬出オーダーは受け付けません

記事 (2) ・搬出手数料は〇〇〇円/件です
・検査搬出料はX X X円/件です

保税蔵置場様

NEW! 輸入CFS引取予定情報通知 RCS01

NEW! 輸入CFS引取予定情報通知呼出し RCS11

搬出を依頼

OTH-123456

B/L番号: OTH-123456 ID通知枝番: []

船舶コード: TEST - TEST MARU

航海番号: 123A

入港日: 2020/01/23

個数: 100 - PS

税関検査有無/予定日/通卸: []

社内整理番号: []

<UCT業務登録内容>

保税地域コード: 1HE06

保税地域名: ZOUCHI-E06

記事 (1) ・必ず搬出日の前日PM4:00までに搬出依頼を行ってください
・当日の搬出オーダーは受け付けません

記事 (2) ・搬出手数料は〇〇〇円/件です
・検査搬出料はX X X円/件です

記事 (3) 搬出依頼の際は記事 (4) の項目を必ず入力してください

記事 (4) 船舶コード/航海番号/個数/重量/運送業者名/税関検査有無

記事 (5) 担当部署: NACCS倉庫 貨物管理課 TEL: 012-345-XXXX

呼出し業務を使うと、倉庫ごとの注意事項を確認しながら依頼できるぞ!

通関業者等

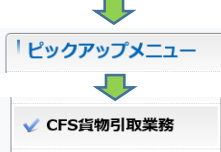
NEW! 輸入CFS引取確認情報通知 RCT01

NEW! 輸入CFS引取確認情報通知呼出し RCT11

搬出依頼の受取・回答

保税蔵置場様

(参考) CFS貨物引取業務対応可能CFS一覧



● CFS貨物引取業務対応可能CFS一覧

NACCSにて輸入CFS貨物引取り業務対応可能 (通知先として入力可能) な利用者コード一覧です。

	データ	最新データ掲載日
CFS貨物引取業務対応可能CFS一覧	CSV形式	2020/7/7

※対応可能なCFS一覧は、CFS倉庫が「輸入CFS引取予定情報受付時間登録 (UCT)」にて、設定情報を登録している利用者コードの一覧を掲載します。

※一覧への掲載を希望しない場合は、UCT業務の「記事 (5)」の末尾に「NOCODE」の文言を入力して登録していただくことで、掲示板掲載の対象外とします。

【本資料に関する問合せ先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

システム運用部

運用企画課 プログラム変更担当

E-Mail : pcr@nacccs.jp